

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設及び研修施設群の指定に関する内規

(平成2年2月9日制定)  
 (平成4年3月27日改正)  
 (平成6年3月4日改正)  
 (平成7年9月29日改正)  
 (平成10年7月1日改正)  
 (平成25年3月1日改正)  
 (平成25年4月1日改正)  
 (平成26年8月8日改正)  
 (平成28年4月1日改正)  
 (平成29年3月10日改正)  
 (平成30年3月9日改正)  
 (平成31年4月24日改正)

(目 的)

- 1 本内規は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則第14条に基づき、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)が認定する超音波専門医研修施設(以下「研修施設」という。)及び超音波専門医研修施設群(以下「研修施設群」という。)の指定に関する事項を定める。  
 (研修施設又は研修施設群(基幹施設又は連携施設)の指定)
- 2 本会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という。)は、研修施設又は研修施設群(基幹施設又は連携施設)の指定に関する要項を決定し、会員に公告する。
- 3 理事長は、本委員会が適格と認めた診療施設を理事会の議を経て研修施設、基幹施設又は連携施設に指定し、指定証を交付する。
- 4 研修施設、基幹施設又は連携施設の指定は、毎年1回書類審査によって行う。
- 5 研修施設、基幹施設又は連携施設は、いずれか一つに指定され、同時に複数指定されることはない。なお、基幹施設は、連携施設と結び付かなくとも単独で基幹施設になることができる。

(申 請)

- 6 研修施設、基幹施設又は連携施設の指定を受けようとする施設は、会告に定める条件をすべて満たしていなければならない。
- 7 研修施設、基幹施設又は連携施設の指定を受けようとする診療施設の長は、会誌等に公示する期日中に所定の書類を理事長に提出しなければならない。

(更 新)

- 8 研修施設、基幹施設又は連携施設は、原則として5年ごとに指定の更新を申請しなければならない。

(改 廃)

- 9 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 この内規は、平成4年3月27日から施行する。
- 3 この内規は、平成6年3月4日から施行する。
- 4 この内規は、平成7年9月29日から施行する。
- 5 この内規は、平成10年7月1日から施行する。
- 6 この内規は、平成25年3月1日から施行する。
- 7 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この内規は、平成26年8月8日から施行する。
- 9 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この内規は、平成29年3月10日から施行する。
- 11 この内規は、平成30年3月9日から施行する。
- 12 この内規は、平成31年4月24日から施行する。